

新宿区家賃等債務保証料助成のご案内

高齢者・障害者・ひとり親世帯対象

区内の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

区内の民間賃貸住宅の賃貸借に際して保証会社の利用をお考えの方、新たに保証委託契約を締結して1年以内の方は、ご相談ください。

1 保証料の一部助成

一定の要件を満たす世帯(裏面参照)が、新たに保証委託契約を締結した場合に保証会社に支払った保証料を初回だけでなく最長10年間助成します。(令和元年度以降に本助成制度を利用した方が対象です。) **生活保護法等に規定する給付を受給中の世帯にも協定保証会社をあっ旋しますが、保証料助成金を交付しません。**

申請書提出期限 (郵送でも可)	初回保証料:保証委託契約締結日の翌日から起算して1年以内 継続保証料:保証期間が始まる日の翌日から起算して1年以内
助成金	保証料と助成限度額を比較して低い金額(百円未満の端数切捨)
助成限度額	単身世帯 36,000円 2人以上世帯 45,000円

2 協定保証会社のあっ旋

協定保証会社(新宿区長と協定を締結した保証会社)のあっ旋を利用すると、ご高齢・連帯保証人なしでも一般よりも低い保証料率で保証委託契約を締結できます。賃貸物件を仲介する不動産店を通じて又は下記の申請先で、協定保証会社のあっ旋を申し込みます。郵送でも受け付けています。

あっ旋対象世帯

1から3までの全てに該当する世帯です。

1 あっ旋申込日に、新宿区内に居住し、住民登録している次のいずれかの世帯であること

イ 高齢者世帯

60歳以上の方のみで構成される世帯

ロ 障害者世帯

次のいずれかの手帳の交付を受けた方がいる世帯
身体障害者手帳
愛の手帳又は療育手帳
精神障害者保健福祉手帳

ハ ひとり親世帯

父又は母のいずれかひとりが、18歳未満の児童と同居し、監護する世帯

ニ その他の世帯

区長が、あっ旋対象世帯とすることを認める世帯

2 新宿区内の民間賃貸住宅に居住するため賃貸借契約(更新契約を含む。)を締結すること

3 緊急連絡先(親族、友人、知人等)があること

協定保証会社

次の7社です。保証会社が独自に審査した結果、保証委託契約を断られることがあります。

(一財)高齢者住宅財団／(株)宅建ブレインズ／エルズサポート(株)／(株)Casaフォーシーズ(株)／日本セーフティー(株)／レスト・ソリューション(株)

保証委託契約とは・・・保証会社は、借借人との保証委託契約、賃貸人との保証契約に基づき、借借人が賃料等を滞納したときに賃貸人に賃料等を支払います。保証会社は賃貸人に支払った費用について、借借人への求償権を有するため、借借人は、滞納した賃料等を保証会社に支払う義務があります。

保証料は・・・月額賃料・共益費等の合計額に保証料率を掛けて算出します。保証会社により保証料率が異なります。保証料率・保証内容についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

新宿区都市計画部住宅課居住支援係 ☎03-5273-3567 FAX 03-3204-2386
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎7階15番カウンター